

確定申告が始まります

2月16日(水)～3月15日(火) (土・日は除く)

【受付会場】市民会館第1会議室(2階)
 【受付時間】午前9時～11時 午後1時～4時
 【問合せ先】税務課市民税係 (☎47-1017)

確定申告は、昨年(1月から12月)の所得とその税額を申告するものです。申告の必要な人は、関係書類を早めに準備して、正しい申告と納税をしましょう。申告の際は、できるだけ自分で記入の上お越しください。

確定申告が 必要な人

- 【サラリーマン】
 大部分のサラリーマン(給与所得者)の所得税は、年末調整で精算されていますので、確定申告の必要はありませんが、次の人は、申告が必要です。
 ◆給与の年収が2千万円を超える人
 ◆2力以上から給与をもらっている人
 ◆給与以外の所得が20万円以上の人

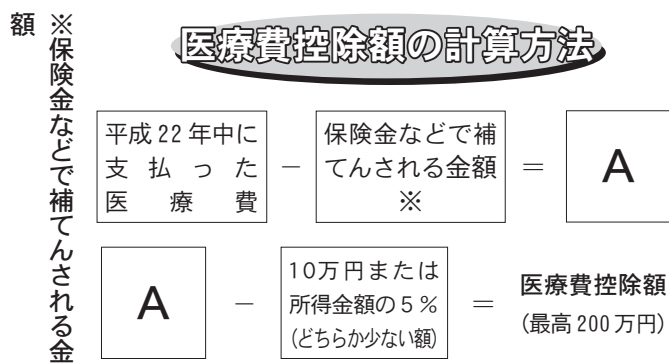
【土地や建物を売った人】
 土地や建物を売った時の譲渡所得に関する税金は、分離課税と違って給与所得などの所得と区別して計算されます。

- 【そのほかの人】
 ◆商業、工業、農業、漁業などの自営業の人や医師、弁護士などの自由業の人
 ◆厚生年金・国民年金などの公的年金や生命保険契約に基づく年金などを受け取った人
 ◆地代、家賃、配当などの所得

控除の申告

医療費控除

昨年中に、本人や家族が病気やけがなどで治療を受けた際に支払った医療費は、図の算式により医療費控除として所得から差し引かれます。



◆満期の生命保険金など一時所得がある人

申告に必要なもの

- 申告書(税務署から申告書が届いている人のみ)、印章、帳簿書類(収支のわかるもの)
- 源泉徴収票(給与、年金などの収入がある人)
- 課税明細書など固定資産税の額わかるもの(家賃など不動産所得のある人)
- ※所得税が還付になる場合は、振込先となる申告者本人名義の口座番号の記入が必要です。



市・県民税の申告

年末調整や所得税の確定申告をしていない人は、収入の多少にかかわらず市・県民税の申告が必要です。申告をしないと、証明を発行できない場合があります。期間内に申告しましょう。

次の人は直接 米子コンベンション センターへ

- ◆青色申告
- ◆例年税務署で申告をしている
- ◆土地、建物、株式等を買った人など分離課税の対象となる
- ◆災害などで被害を受け、雑損控除を受ける
- ◆住宅借入金等特別控除などで次の控除を受ける
- 特定増改築等住宅借入金等特別控除
- 認定長期優良住宅の新築等に係る借入金等特別控除
- 住宅耐震改修特別控除
- 住宅特定改修特別控除
- 認定長期優良住宅新築等特別控除

インターネットで 所得税の確定申告書が 作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で所得税の確定申告書が作成できます。作成した申告書は、プリンターで印刷してそのまま提出できます。
<http://www.nta.go.jp/>

住宅借入金等特別控除

- ◆住宅ローン等を利用して住宅を新築や購入または増改築などをした場合、次の要件をすべて満たすと、住宅借入金等特別控除を受けることができます。
- ◆住宅取得後6カ月以内に入居し、引き続き入居している
- ◆床面積が50㎡以上の家屋
- ◆家屋の床面積の2分の1以上を自分が住むために使用している
- ◆新築等の借入金(家屋を新築等するために取得した住宅敷地用土地の借入金も含む)の返済期間が10年以上
- ◆合計所得金額が3千万円以下
- ◆入居した年および前後2年以内に「居住用財産の譲渡所得の課税の特例」などを受けていない。

- ◆増改築の場合、工事費用が100万円を超えている
- ◆必要な書類
- ◆住民票の写し
- ◆家屋・土地(家屋とともに土地を取得した場合)の登記簿謄本
- ◆借入金の年末残高等証明書
- ◆請負(売買)契約書など家屋・土地の取得年月日・床面積・取得価格がわかる書類(印紙が張ってあるもの)の写し
- ◆増改築の場合、建築確認証・

国税の申告・納税 等の手続きは e・Taxで!

所得税の確定申告は、さらに便利で使いやすくなったe・Taxで!
 ◆ホームページで簡単申告
 ◆最高5千円の税額控除(平成19年から21年分の確定申告で本控除を受けていない人)
 ◆添付書類の提出不要
 ◆還付申告がスピーディー
 ※e・Taxを利用するには、電子証明書が必要です。詳しくは国税庁のホームページでご確認ください。

還付申告は 始まっています

次に該当する人で、所得税が還付になる人の申告は現在受付中です。2月16日以降は、大変混雑しますので、早めにおでください。
 ◆年金収入のみの人
 ◆年金収入と給与収入のみの人
 ◆中途退職してその後就職をしていない人
 ◆医療費控除、住宅借入金等特別控除などを受ける人
 ◆年末調整後に子どもの誕生など扶養親族に異動があった人

市県民税の住宅借入金 等特別税額控除

検査済証の写しまたは建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書
 ※その他の住宅についての特別控除もあります。要件が異なる場合がありますので、事前に米子税務署でご確認ください。
 ◆所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除が生じた場合、市・県民税からも控除できます。
 ◆対象となる人
 ◆平成11年から18年までに入居した人
 ◆平成21年から25年までに入居した人
 ※平成11年から18年までに入居した人は、一昨年末までは市への申告書の提出が必要でしたが、昨年からは原則不要になりました。
 ◆対象とならない人
 ◆平成19年と20年に入居した人

**日曜日の
確定申告の受け付け**
 2月20日・27日は、松江市の「くにびきメッセ」で午前9時から午後4時まで確定申告の相談と申告書を受け付けますのでご利用ください。
 ☑松江税務署
 (☎0852-21-7711)